

No. 1920

2021・3・29

毎週月曜日発行

みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosiminsyo/>
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

コロナ緊急署名

3月29日締切
集約して国会へ
届けます。

署名集めて民商へGO!

国保税の減免申請 3月31日まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した、市町村保険者の国民健康保険料(税)の減免制度が3月31日までです。

《申請対象者》
ア 2019年(令和1年)の事業収入から見て、2020年(令和2年)の売上が30%以上減少
イ 前年の総所得が1000万円以下
ウ 事業収入に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

3月分給与(4月分納付)から協会けんぽの健康保険・介護保険の保険料率が上がります。

健康保険料率 給与・賞与の10.04% (現行10.01%から)

介護保険料率 給与・賞与の1.80% (現行1.79%から)

婦人部

健康サポーター養成学校のご案内

共済会で好評だった『健康サポーター養成学校』を今回は婦人部主催でお昼の時間に行います。

授業はテキストを読みながら学ぶだけでなく、学んだ知識を授業内で実践します。実際に血圧計を使って測ったり、体組成計を使ってみたりと、知識をその場で身に付けられます。

婦人部のみなさんふるって参加してみませんか。

学習1

4月14日(水)
14:00～
15:30
三次民商事務所2階

内容:

「体組成について」

実践:

体組成計の使用

学習2

4月28日(水)
14:00～
15:30
三次民商事務所2階

内容:

「血圧・尿について」

実践:

血圧計の使用・尿の自己チェック

学習3

5月12日(水)
14:00～
15:30
三次民商事務所2階

内容:

「運動について」

実践:

ストレッチ

学習4

5月26日(水)
14:00～
15:30
三次民商事務所2階

内容:

「食事について」

実践:

カロリー・塩分計算

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

申告・納税期限延長のお知らせ

◎所得税の申告・納付期限 4月15日(木) 振替納税の場合は5月31日(月)

◎消費税の申告・納付期限 4月15日(木) 振替納税の場合は5月31日(月)

企業の思い切った事業再構築を支援・経済産業省 令和2年度3次補正予算後、3月に公募開始予定

新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大など、思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の要件をすべて満たす中小業者を支援。

【対象者】

- ①申請前の直近6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業。
- ②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業。
- ③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【補助金額】

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

卒業枠とは400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資 ③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業者等から中堅・大企業等へ成長する事業者向けの特別枠

広島県頑張る飲食店と取引がある納入事業者応援金 申請期限:2021年4月23日(金)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上が減少した県内の飲食店納入事業者への応援金支給が始まりました。

【支援額】 1店舗あたり30万円

【対象者】 製造・卸部門 【食材・食品・酒類・飲料・割り箸・おしぼり】
サービス部門 【清掃・クリーニング・花・ごみ廃棄】

【申請要件】 ①広島県内に本社があること。 ②中小企業基本法で定義する中小企業であること。

③令和2年12月～令和3年2月のいずれかの月の売上が売上が対前年同月比30%以上減少していること。

④県内の飲食店(飲食店営業許可1類または3類、喫茶店営業許可1類)と定期的な取引を行っていること。

⑤代表者、役員及び従業員が「広島県暴力団排除条例」に規定する暴力団、暴力団員等及び暴力団関係者じゃないこと。 ⑥県または県から委託された者が事前通知なしに行う訪問調査に協力すること。

⑦今後も事業を継続する意思があること。 ⑧広島県の「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力支援事業」、「頑張る飲食事業者応援事業」の対象事業者でないこと。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。 FAX (0824) 62-3535 (0824) 62-1654